

令和4年9月28日
総合政策局社会資本整備政策課

国土交通省のインフラ長寿命化に関する取組状況を取りまとめました ～インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップ結果（令和3年度末時点）～

国土交通省では、令和3年6月に「第2次国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、管理・所管するインフラの戦略的な維持管理・更新に向けた取組を推進しています。

この度、令和3年度末時点の取組状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

【ポイント】

I. インフラ長寿命化の取組状況

1. 個別施設計画の策定状況

政府の方針に基づき策定することとしている個別施設計画^{※1}は、昨年度まで策定未了の施設があったダムにおいて策定完了するなど、18施設において計画の策定が完了しています。

一方、11施設^{※2}では未策定の施設が残っており、早期の策定完了に向けた取組を引き続き促進していきます。

※1 インフラ長寿命化行動計画に基づき、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画。個別施設計画を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築する。

※2 道路（橋梁、トンネル、大型の構造物）、河川（主要な河川構造物）、海岸（堤防・護岸・胸壁等）、港湾（係留施設、外郭施設、臨港交通施設、その他施設）、公園（国営公園を除く都市公園）、住宅（公営住宅）。

2. 点検・修繕の実施状況

各分野にて定めた定期点検サイクルに基づき、施設点検を順調に実施しています。また、点検結果に応じて修繕等を実施していく必要がありますが、特に都道府県・市区町村等による修繕等の実施について未着手の施設が多く残っており、これらの施設に対して早急な措置を行う必要があります。

II. 各分野の数値指標の進捗状況

第2次行動計画において、施設毎の具体的な取組についての令和7年度末時点^{※3}での数値目標を設定しており、今年度よりフォローアップを実施しております。すでに「河川分野新技術等を活用した補助事業等の割合」や、「空港分野の予防保全を適切に実施した割合」など一部の指標について目標を達成しており、その他の数値指標についても、引き続きフォローアップを実施していきます。

※3 一部指標を除く

国土交通省では、国が管理する施設のインフラ老朽化対策に取り組むとともに、地方公共団体等がインフラ老朽化対策を適切に実施していくため、引き続き支援に取り組めます。

○ 詳細は、以下のホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_01_03.html

【お問い合わせ先】

総合政策局社会資本整備政策課 梶原・水越（代表 03-5253-8111、FAX 03-5253-1548）
（直通 03-5253-8982、内線 24206・24284）